

建設工事等における入札金額見積内訳書の取扱いについて

(令和 5 年 8 月 28 日 町長決裁)

入札時に提出された入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いは次のとおりとする。

1 「内訳書の未提出」は次のものとし、当該入札を原則として無効とする。

- (1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- (2) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (3) 他の工事の内訳書が提出された場合
- (4) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (5) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
- (6) 上記（1）から（5）以外で発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合

2 「不備な内訳書」は次のものとし、当該入札を原則として無効とする。

ただし、明らかに軽微な誤記であると発注者が判断した場合は、この限りでない。

- (1) 入札額の記載のみで内訳の全部又は一部の記載がない場合
- (2) 内訳書の入札額が、埼玉県電子入札共同システムに入力された入札額と異なる場合
- (3) 内訳書の計算に誤りがある場合
- (4) 内訳書の合計金額（工事価格）が内訳書の入札額と異なる場合
ただし、内訳書の工事価格と内訳書の入札額の差異が積算基準書等の端数処理の範囲内であると認められる場合、又は直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計金額が内訳書の入札額と一致する場合はこの限りでない。
- (5) 工事名、工事場所の欄に記載がない又は誤りがある場合
- (6) 入札参加者の所在地、名称・商号、代表者名の欄に記載がない又は誤りがある場合
- (7) 上記（1）から（6）以外で発注者が「不備な内訳書」と判断した場合

3 発注者の内訳書の確認

- (1) 内訳書の確認は、入札締切通知書の発行以後に行うものとする。
- (2) 談合その他の不正行為を疑わせる内訳書の提出があった場合は、埼玉県談合情報等対応要領を準用し適切な対応を行う。

4 その他

入札参加者がいったん提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。